

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項の規定により桜井市から意見を聴きましたので、次のとおり公告し、その意見を縦覧に供します。

令和六年八月十三日

奈良県知事 山下 真

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称（仮称）ヤマイチGARDEN桜井

所在地 桜井市大字大福一〇四二番四ほか

二 桜井市から聴取した意見の概要

1 農林課

周囲の農地での営農及び農業施設に支障をきたさないこと。

2 文化財課

文化財保護法に基づく届出書は提出済であるため、奈良県からの回答に従って桜井市教育委員会文化財課と協議及び調整を行うこと。

3 施設課

(1) 事業活動に伴って生じた一般廃棄物は事業者自ら処理すること。

(2) 可燃ごみ、不燃ごみ及び資源物に分別し、廃棄物の減量に努めるとともに、粗大ごみ及び資源物については自己処理すること。

(3) 桜井市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例施行規則（以下「規則」という。）第十八条に基づき、一般廃棄物保管場所を設置すること。

(4) 一般廃棄物の処理については土曜日、日曜日及び祝日（搬入受付を行っている日を除く。）の搬入は行わないこと。

(5) 桜井市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例（以下「条例」という。）及び規則の規定に基づき、以下の書類を提出すること（ごみの出し方については、施設課と協議すること。）。

・ 廃棄物管理責任者選任（解任）届【第一号様式】（条例第十七条及び規則第五条）

・ 廃棄物の減量及び再利用に関する計画書【第二号様式】（条例第十七条及び規則第六条）

・ 再利用対象物保管場所設置届兼廃棄物保管場所等設置届【第三号様式】（条例第十七条及び規則第七条）

・ 一般廃棄物処理申込書兼加入台帳【第四号様式】（条例第二十九条及び規則第十三条）（市の直接収集を希望する場合は、業務課と協議すること。）

(6) 産業廃棄物の処理については、関係機関との調整をし、及び関係法令等に基づき適正に処理すること。

#### 4 環境総務課

(1) 開発（建築）工事に際して、騒音、振動、粉塵、悪臭等により周辺環境が悪化するのではないよう、関係諸法令を遵守し、万全を期すとともに、万一苦情が発生した場合は、起業者の責任において誠意をもって迅速に解決に努めること。

(2) 事業者及び出入り業者等は、トラックやフォークリフト等のエンジン音やアイドリング音、積み荷の降ろす際の作業音等には十分注意を払い、苦情がないように作業を行うこと。

(3) 店舗の機械設備等による騒音・振動発生設備について、騒音規制法及び振動規制法を遵守し、必要に応じて防音、防振の対策等を講じ、騒音（低周波音を含む）及び振動の苦情が発生しないようにすること。また、その他店舗営業等に際して、騒音、振動、粉塵、悪臭等により周辺環境が悪化することのないよう、関係諸法令を遵守し、万全を期すとともに、万一苦情が発生した場合は、起業者の責任において誠意をもって迅速に解決に努めること。

(4) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び条例を遵守し、適正に処理すること。

#### 三 縦覧場所

奈良県産業部経営支援課

#### 四 縦覧期間

令和六年八月十三日から同年九月十三日まで。ただし、奈良県の休日を含める条例（平成元年三月奈良県条例第三十二号）第一条第一項に規定する県の休日を除きます。

#### 五 縦覧時間

午前九時から午後五時まで